

邑久光明園イメージキャラクター「こみよたん」等の使用取扱規程

(趣旨)

第1条 邑久光明園イメージキャラクター「こみよたん」(以下、「キャラクター等」という。)を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請等)

第2条 キャラクター等を使用しようとする者は、あらかじめ邑久光明園イメージキャラクター等使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 公益財団法人邑久光明園友愛会及び邑久光明園が主催する事業の開催に協賛する団体等が当該事業に使用するとき。
- (2) 邑久光明園が協賛する事業を実施する団体等が当該事業に使用するとき。
- (3) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 理事長は、前条に規定する申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクター等の使用を承認するものとする。

- (1) 邑久光明園の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 邑久光明園の正しい理解の妨げになり、または妨げになるおそれのあるとき。
- (3) キャラクター等を正しい使用方法に従って使用せず、または使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき理事長がキャラクター等の使用について不適当と認めたとき。

2 前項の承認は、邑久光明園イメージキャラクター等使用承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 キャラクター等の使用料は、無料とする。ただし、理事長及び使用者の同意の下、使用者の得た売上金の一部を邑久光明園友愛会に納入する契約を締結することができる。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクター等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認した用途にのみ使用し、理事長の指示する条件に従うこと。

(2) 承認を受けた者は、キャラクター等の使用に関する権利を譲渡し、または転貸しないこと。

(3) 使用するデザインは、理事長が別に定めるものとし、デザインの改変、応用使用はしないこと。

(4) 原則として、物品等には邑久光明園イメージキャラクター「こみょたん」の表記を付すること。

(見本品の提出)

第6条 キャラクター等の使用承認に係る完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第7条 キャラクター等の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、邑久光明園イメージキャラクター等使用承認変更申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の承認は、邑久光明園イメージキャラクター等使用変更承認書(様式第4号)をもって行う。

3 第5条及び第6条の規程は承認内容の変更の場合において準用する。

(承認の取消し)

第8条 理事長は、キャラクター等の使用がこの告示及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクター等の使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、友愛会はその責めを負わない。

2 前項の承認の取消しは、邑久光明園イメージキャラクター等使用承認取消書(様式第5号)をもって行うものとする。

(損害賠償)

第9条 使用者がキャラクターの使用に際して、故意または過失により邑久光明園友愛会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を邑久光明園友愛会に賠償すること。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、キャラクター等の取扱いについて必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

邑久光明園キャラクター等使用承認申請書

年 月 日

邑久光明園友愛会理事長 様

申請者住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

㊟

下記により、邑久光明園イメージキャラクター等を使用したいので申請いたします。

記

1 使用対象物件

- イメージキャラクター「こみよたん」
(着ぐるみ・その他)

2 使用目的及び使用方法

3 使用するものの有償、無償の別

有償(単価 円) 無償

4 使用期間

年 月 日 ~ 年 月 日

5 使用数量

6 連絡先(担当者、電話番号)

7 添付書類

企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等)

邑久光明園イメージキャラクター「こみよたん」等の使用取扱規程第3条第1項各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名(名称及び代表者名)

㊟

平成 年 月 日

様

邑久光明園友愛会理事長

使用承認書

標記について、下記のとおり承認する。

記

1. 使用に供する名称及び責任者の氏名
2. 使用対象物件
イメージキャラクター「こみよたん」
(着ぐるみ・その他)
3. 使用目的及び使用方法
4. 使用に供する期間
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
5. 有償・無償の別
無 償

様式第3号

邑久光明園キャラクター等使用承認変更申請書

年 月 日

邑久光明園友愛会理事長 様

申請者住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

㊦

下記により、平成 年 月 日付で申請した邑久光明園イメージキャラクター等の使用変更申請いたします。

記

1 変更項目

2 変更理由

様式第 4 号

平成 年 月 日

様

国立療養所邑久光明園長

使用変更承認書

平成 年 月 日付で変更申請のあった標記については、申請のとおり承認する。

(変更項目)

様式第 5 号

平成 年 月 日

様

邑久光明園友愛会理事長

使用承認取消書

平成 年 月 日付で承認した件は、下記事由により承認を取消ので、直ちに返納等の手続をされたい。

記

(取消事由)